

# 淀川水系流域委員会 第6回住民参加部会

## 議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川上委員 塚本委員 畑委員

日 時：平成 15 年 8 月 28 日 (木) 15 : 00 ~ 18 : 15

場 所：カラスマプラザ 21 8 階 大ホール

庶務(三菱総合研究所 水嶋)

それでは、只今より第6回住民参加部会を開催させていただきます。

司会進行は、庶務を担当しております三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。私は関西研究センターの水嶋と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず、お手元の配付資料の方を確認させていただきます。

座席表と委員リストがありまして、座席表ですけれども、資料の上では嘉田委員が三田村部会長の隣になっておりますが、本日はとりまとめのリーダーの山村委員に三田村部会長の隣に座って頂いております。

それから、緑色の「発言にあたってのお願い」、それから「議事次第」。資料1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」、こちらの方はラベルをつけ間違えておまして、「淀川」となっておりますが「住民参加」部会の資料です。内容は正しいのですが、ちょっとこちらの方の訂正とおわびを申し上げます。

それから、資料2-1「前回部会以降の住民参加部会の状況」、資料2-1補足「説明資料(第2稿)等について住民参加部会に文書で提出された意見」、資料2-2「住民参加作業部会の第2稿に対する意見のまとめ」、資料2-2補足「実践班まとめ(案)」、それから資料2-3「『社会的合意』に関する委員からの意見」、資料3「8月~10月の委員会、部会、運営会議の日程について」、それから参考資料1「委員および一般からのご意見」。あと、共通資料といたしまして、「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第2稿)』に係る具体的な整備内容シート」があります。この共通資料につきましては、委員の皆さまにはお席の方に1人1冊ずつ置かせて頂いております。一般の方につきましては、受付に閲覧用を置いておりますのでそちらの方をご参照頂ければと思います。

それから、委員席及び河川管理者席の方々には机上資料の方を置かせて頂いております。提言冊子と別冊提言、一般意見聴取反映に関する提言の冊子です。それから、河川管理者説明資料関係ファイルということで、説明資料第2稿等、河川管理者から頂いております説明資料関係をとじております。あと、説明資料及び具体的な整備内容シートについての委員からの意見をとりまとめた冊子も置かせて頂いております。

次に、一般からのご意見の方をご参照頂けますでしょうか。

前回委員会以降、一般からのご意見を5件頂いております。脱ダム後の水利事業に関する意見ですとか、宇治市の方からは淀川水系河川整備計画についての質問とお願いを頂いております。それからこちらは琵琶湖部会の方ですけれども、7月19日に木之本で開催された試行の会の意見発表者の選定についてのご意見、漁協関係の方について意見聴取をして頂きたいというご意見、それから淀川部会へのご意見として、木津川の違法耕作についてのご意見等を頂いております。

あと、「発言にあたってのお願い」ですけれども、本日は一般傍聴の方々にもご発言の時間を設けさせて頂く予定です。その際には、緑色の「発言にあたってのお願い」をご一読の上ご発言頂きたいと思っております。なお、審議中は一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きたいと存じますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日は会議終了後に議事録を作成いたしますので、委員の方々、河川管理者の方々、一

般の方々、恐れ入りますけれども、ご発言の際にはお名前をおっしゃって頂きまして、マイクを通してご発言頂きますようよろしくお願いいたします。

本日は18時終了予定となっておりますのでご協力のほどをお願いいたします。

それでは、審議の方に移りたいと思います。三田村部会長、よろしくお願いいたします。

三田村部会長

第6回住民参加部会になります。あと2カ月で全部終了する予定ですので、是非ご協力をお願いしたいと思います。

庶務から説明がありましたように、部会の開催は5月以来になります。この間に検討会という形式をとらせて頂き、審議をしまいいりました。その集大成を素案としてまとめましたので、今日、皆さまに審議して頂くことになります。9月5日の委員会にとりまとめ案というものを出して、その後、他の部会等のとりまとめ案を総合的にまとめていくという作業に入ると思います。今日は、そういう意味では住民参加部会の筋書きをつくり、それを確認する部会ですので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

とりまとめに尽力頂きました山村リーダーの方から案をご説明頂いて、サブリーダーの荻野委員に少し補足説明をして頂きたいと思います。それから、今日の案作成に関わって頂きました、理念班、実践班、展開班の班長、副班長からも、山村リーダーのご説明に対する意見、或いはコメント等を頂けましたらありがたいと思っています。その後意見交換に入りたいと思います。

では、山村リーダー、よろしくお願いいたします。

山村委員

お手元の資料2-1をご覧頂きたいと思います。これに今回の意見のとりまとめに関する経過が書かれております。「2 検討班の構成」にありますように、今回、理念班、実践班、展開班と3つの検討班をつくりました。それぞれ委員の名前が書いてありまして、がとりまとめ委員ということになりました。各検討会を班別に開催しまして、各班で出た意見をそれぞれ、理念班については田村委員が、実践班については塚本委員が、展開班については川上委員がとりまとめられまして、そして8月20日に最終的な検討会をやりまして、その時に出た資料をさらにとりまとめて私の方にメールで送って欲しいということで、送られてきましたメールをとりまとめたのが資料2-2です。

それから、期限が少し切れてから荻野委員の資料2-2補足が出てまいりましたので、それを追加しております。

8月20日の検討会で問題になりましたのは、社会的合意の内容について河川管理者側とこの委員会の委員との間で、考え方にどうも差異があるのではなかろうかということでした。それも含めて、この意見のまとめに載せるかどうかという議論をいたしました。しかし、社会的合意の内容につきましては委員の間でもまだ詰めて話をしておりませんし、その時の議論でもまとまっておりませんでしたので、これについてはおいおい委員の皆さまから意見を言ってもらおうということで、別途、社会的合意についてまとめようということ

になっております。そこで、資料 2-3「『社会的合意』に関する委員からの意見」が出ております。これ以降もまた出てくると思いますので、それはそれでまた別途まとめようということになっております。

まず、資料 2-2 の方から説明をさせて頂きたいと思います。先ほど申しましたように、理念・実践・展開と分けたわけでありませけれども、すんなりと 3 つに分けることはできません。従いまして、3 つの班の意見にはどうしても重複しているところがありますが、それはある程度やむを得ないと思いました。

まず、理念班の理念についての意見です。

「1. 全体的、総括的な論点」といたしまして、まず「1) 住民参加の理念・目的について」述べております。これについては平成 15 年 1 月の流域委員会の提言の中にもいろいろ書いています。その立場に今回も立つことを明らかにしております。

第 2 パラグラフのところで、説明資料の第 2 稿におきましては、住民参加の手續について種々書かれております。しかしながら、丹念に見てみますとどうも形式的であって、実質的な点が弱いのではないかと思います。我々としては「協働的な住民参加が不可欠」であるということ述べております。そこで、第 2 稿の「3. 河川整備の基本的な考え方」において、住民参加の理念・目的を明確にする必要があるということ述べてまいりました。と申しましても、提言ではどのように言ったかということを一々見ないとわからないということでも困ります。さらに、前回の提言以降におきましても、住民参加についてこの部会でいろいろな意見が委員から出されました。それを加えまして、一応そこに「住民参加の理念・目的」というのを箇条書きで並べてみたわけですが、これは個別的にいろいろ出された意見の内容も含めて、提言にプラスアルファとして掲げたものであります。前回の検討会の時には賛同が得られたということで書いておきました。

その次は、1 ページの「2 住民概念について」です。これも第 2 稿では、「関係住民」とか「住民団体」といろいろな使い分けがされているので、その範囲というものを明らかにしておく必要があるということ述べております。

住民参加の具体化につきましては、「公正な仕組みを検討する」と第 2 稿の 4.1.3 に述べられております。この公正な仕組みというのでは抽象的でわかりにくいので、わかりやすく説明する必要があるだろうということ述べております。

後からも出てまいりますけれども、この第 2 稿では、大体 20 程度の、淀川河川公園利用委員会といった委員会や協議会があるわけでありまして、そういう委員会等と流域委員会との関係が明確ではないので、それを明らかにする必要があるだろうと思われまます。住民参加についても、流域委員会と各種の個別委員会との関係をあらかじめシステム化しておく必要があるだろうということ述べております。

2 ページの「3) 参加の積極的実質的意義付けについて」であります。先ほども申しましたように、参加というのは形式的でなく実質的であるべきであるということです。第 2 稿の「はじめに」を見ますと、単に住民の意見を伺うと書いています。住民の意見を伺うというのは、住民を情報の客体として扱って、消極的にとらえていると考えられます。そうではなくて、協働主体と考えるべきであろうということです。

合意形成につきましても第2稿でいろいろと書かれておりますけれども、それについては、先ほど申しましたように、合意形成という言葉もありますし社会的合意という言葉も出てくるわけでありまして、それぞれについて流域委員会と協議して明らかにしておく必要があるということをお述べております。

社会的合意については、先ほど言いましたように、委員会の方でもこの部会でも詰めていきたいということになっております。

次、「4) 個別の住民の意見への対応」であります。これにつきましては、いわゆるサイレントマジョリティーというような、組織されていない意見を得ることが非常に重要であります。説明資料には、できるだけわかりやすい情報を発信して住民との意見交換を積極的に行うと書いてはあります。しかし、住民からのよいアイデアを積極的にくみ出そうとする姿勢を基本的に据えるべきであると考えます。今までの住民参加はお役所の方が待ち受け型、さあ、どうぞご意見を言って下さいというタイプであったわけですが、そうでなしに、積極的に行政の方が乗り込んで住民の意見をくみ出すという姿勢であるべきではないかということでもあります。

さらに、住民参加のための意見や質問を容易にし、まとめて把握するために窓口を一本化することも考えられます。これは非常に難しい問題で、先日開かれました環境・利用部会でも窓口一本化というのが問題になったわけなのですが、窓口一本化というのは便利な面もありますし、半面において、その一本化する仕方がまた問題になってくるといった点もありますので、ここでは「することも考えられる」という程度にとどめておきました。

それから、「2. 住民参加は、その理念に沿って適切に具体化されているか」どうか、第1番、「1) 住民参加の範囲について」です。これは、いろいろな項目が第2稿の中にあるわけでありまして、項目によって住民参加の範囲というのは違う場合もあります。例えば、被害を受ける地域における被害の回避の仕方についてという場合には、意見の聴き方の度合いというのも違ってくると考えられますので、ダイナミックな対応が必要であるということです。

次に、3ページの「2) ダム計画に際しての住民参加手続について」であります。第2稿の4.7.1におきましては、「妥当と判断される場合に実施する」と書かれておりますが、これに関して、どのように妥当かどうかを判断するのかについての一切の言及がありません。

流域委員会では提言の4-6で、「原則として建設しないもの」とし、実行可能な代替案の検討のもとで、「ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織等を含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり建設する」と述べております。これは重要なところでして、この社会的合意とは何かについては先ほど述べた通りですので、この点については、参加手続を十分果たした後に社会的合意というものは形成されるのだということを主張しております。

それから、「3) 住民意見の収集と反映について」は、第1回住民参加部会検討会でもいろいろと述べておりますけれども、その第2パラグラフに書いていますように、今後淀川流域委員会の庶務は、各個別の協議会等で求められる住民の意見とか質問を一括収集・整

理し、各協議会からの回答、河川管理者の対応を含め、必要事項をとりまとめて、そのホームページで住民意見の収集と反映・公表の主要な手段とするということを提言しております。これは、先ほどから述べました、流域委員会と個別の20にわたる各種の協議会、検討会等々の調整を図るための手段であります。

「4)関係省庁、自治体の位置付けについて」は、これは抽象的に書かれておりますのでもっと具体的に書いて下さいということでもあります。

次、「3.具体的な整備内容(第2稿5.)における住民参加の具体化」ですが、これは第2稿ではあまり十分には触れられておりません。例えば、環境省が行っております住民参加の手法としましては、スクリーニング、スコーピング、ミティゲーションというものが考えられておまして、いわゆる論点の整理の仕方についてシステム化が行われておりますので、そういうものを参考にされるべきではないかということをお述べております。

その次は、「1)対話集会、住民と連携した調査等について」述べております。対話集会を行われるということは、住民参加部会の意見を取り入れて頂いて非常に評価するわけにありますけれども、ただこれだけをもって住民参加が十分ということでは不十分であろうということです。

これはいろいろな項目によっても違うわけですが、次の4ページにまいりまして、行政が住民の自主的自立的な運動に依拠し、援助し協働するという、行政と住民との協働ということが必要であるという意味で、専門職としてのモニタリングのコーディネーターの必要から、提言では河川レンジャーを提言しましたがけれども、実際に第2稿に記載されている事例というのは、必ずしも適切なものとは言えないのではないかと考えております。

「2)個別の提案、意見について」、第2稿の個別の項目に関しての意見というのは、そこに書いてあります意見が出ておりますし、これ以外にも、先ほどの意見集の中に出ておりますようにたくさん出ておりますので、そういうものを参考にさせて頂きたいと思っております。

それから、「4.住民参加の前提としての情報の公開と共有」、「1)わかりやすい情報の提供と公開(アカウントビリティ)」ということで、前提としてまず情報が提供されて公開され、その内容が住民にわかりやすく理解されて、そして後に、果たして住民の意見が適切に言えるということになるわけですので、これは最近言われております行政のアカウントビリティということになります。

治水、利水、河川の利用の問題については、例えば1960年代の河川に戻すといっても、1960年代の河川の状況がどうであったかというような情報はあまり知られていませんし情報が出されておられません。第2稿に記載されているこれらの項目につきましても、内容的にわかりにくいものが多いわけですので、これをもっとわかりやすく公開して、アカウントビリティによって住民の自立を育てる必要があるであろうということです。

また、いわゆるよいアイデアというものを住民から引き出す工夫というのが必要です。そういう意味で、例えば非常にすぐれた提案に対する報奨金制度等も考えてよいのではなかろうかと思われまます。

それから、「2)情報の共有」でありますけれども、これは今まで言ったことと同じでありまして、どこでも、そこへ行けば手に入るという窓口があったらよいのではなかろうか

ということでもあります。

この点については、先日の環境・利用部会で相当議論がなされました。河川管理者の方の言われるのは、よく情報を収集・管理し提供している窓口こそ、この流域委員会ではないかということでありました。確かに流域委員会に情報は集まりますけれども、膨大な資料があるわけですし、それを容易に知り得るということはやはりできない状況に現在あるのではないかということで、やはりその点を何か工夫する必要があるであろうということです。

もちろん情報というのは、わかりやすく、いろいろな手段によってとれるということが必要になってまいります。そして、それをどう活用していくかということが非常に重要であるということを述べております。

次、5 ページにまいります。「5. 住民・住民団体のエンパワーメント（提案能力強化）のインフラ整備」。住民・住民団体のエンパワーメント、いわゆる提案能力の強化ということですが、そのためにはやはりインフラが整備されていないとなかなか住民は言えないということです。そのためには、住民間のネットワーキングというものが必要であるということです。

モニタリングへの住民参加、住民主体のモニタリング、川のことは現場に近い住民にまず情報をとるという根本理念の共有が弱いということでもあります。いわゆる住民と行政をつなぐのを専門職とする、住民モニタリングのコーディネーターがプロとして必要であるということです。

住民参加にコーディネーターというのは非常に重要である、或いは、対話集会等ではファシリテーターということになるわけでありましてけれども、住民の本当に言いたいことをちゃんと通訳して説明してくれることによって、情報の流通をスムーズにするということが必要だろうということです。

河川レンジャーはそういう観点も含めて提言してきたわけでありましてけれども、何かもうちょっとモデルをつくったりする必要があるのではないかということです。

「6. 水系管理への協働活動行政の確立」ということです。これも今まで言ったことと同じですので省略します。

次に、6 ページの実践班です。

この実践班については、後から荻野委員の資料2-2 が出てまいりましたので少し重複するところがありますけれども、ごく簡単に述べておきます。

流域委員会が2 回ほど提言してきておりますが、それぞれの住民参加のあり方について、これまでの実践過程及び第2 稿での記述についての総括をして、どういう課題があるかということをお述べております。

「1. これまでの住民参加の実施過程についての評価」です。

「(1) 説明会、対話集会」。説明会については、この前の環境・利用部会でもいろいろと批判が出ておまして、当部会からも批判が出ておりますが、やはり単なる説明だけにとどまらず、本当に聞きたいことを聞けるようになることが必要であるということです。

そういう意味で、対話集会が開かれることになったのは評価されるわけでありまして、既に淀川関係につきましては、対話集会のファシリテーターが、流域委員会の提言した候

補者の中から2名選任されて、実施に移されているということは評価されるということでもあります。但し、運営の仕方については、項目によって異なりますけれども、流域委員会との意見交換のもとに有効化していく必要があるということでもあります。

「(2) 流域住民への流域管理の認知度と働きかけ」です。まず、この流域委員会がどの程度の活動をしているかということについては、少なくともダム問題に関してはマスコミの報道等によって相当知れ渡っておりますけれども、それ以外の活動につきましては、私もいろいろあちこち聞いているのですが、殆ど知らないという人が多いわけでありまして、ニュースレターとかシンポジウム、ホームページでやっておられるのですが、その点も評価はされるのですが、それもやはり限界があると思われまして。

それで、で、より幅広い働きかけとして、例えば自治会、学校関係のネットワークに対して働きかけが必要であるということ述べております。

この点に関しては、淀川のケースで、小竹委員が学校、自治会、保育所等を含んだ形が実践されているケースがあり、それについて提案されておりますので、それを参考にされるべきではないかということです。

「(3) 住民の意見反映について」は、多数決の論理というのはあてはまらないということです。これは環境・利用部会でも問題になりましたが、河川管理者の方では、河川公園については住民の利用したいという意見が非常に強いということで、それを尊重せざるを得ないということいろいろと検討されているようです。しかし、それが非常に多数であるからといって多数意見に従う必要はないのではないかということです。河川法で環境の整備が目的とされた限りでは、多数決をもってしても奪えない環境というものがあるわけでありまして、さらに、多数意見だと言っても、それが単にそのグラウンドに所属する地域の住民だけの話でありますから、そのように限定された住民の意見が多いというだけで、住民参加でその意見を尊重するという結論は直ちには出てこないのではないかということです。

意見の反映については、もう既に別途提言の追加版として出しましたところに書いていますので、それを第2稿の中に入れて頂きたいということ述べています。

次に、「2. 住民参加実践の課題」ですけれども、これは「(1) パートナーシップの形成」が必要だと述べております。これは、主体的・積極的に参加し、情報が十分に考慮、交流され、理解が進むだけでなく、対話によって新しい行動に結びつき、将来の連帯、協力の基礎をつくる必要があるということ述べております。

それから、「(2) 各種の施策や計画を検討するに際しての手法」でありますけれども、システム化する必要があるということ述べております。そこに書いてありますから のことについて、それぞれ選定した上で住民の意見を聴いていくということです。

それから、「(3) ファシリテートの機能の導入」です。これは前から言っておりますので省略しますが、次の8ページの「図1 ファシリテートの機能」というのはある文献から引用したわけでありまして、たしか環境省の文献だと思っておりますけれども、ファシリテーターというのは、賛成住民と反対住民がある場合に、両者の言いたいことをそれぞれ翻訳するといいますが、十分にうまく表現できない住民の代弁を的確にするというものです。



それをまた、相手方の反対派と賛成派にそれぞれ告げた上で、いろいろと主張について応対をさせるということだと思えます。

それから、「(4)住民の関心と呼ぶ説明書等の情報提供」ということで、非常に難しく書いてあると、読む気が起こらないものでは駄目なので、から のようなことを書いておく必要があるだろうということです。

「(5)モニタリング段階での住民参加の手法例」これも ないし のようなことを書いておく必要があるだろうということです。

それから、「(6)施策の実施計画段階での住民参加」と申しますのは、第2稿ではモニタリングをやって、そして実施計画をやっていくというのがメインになっておりますので、それぞれの段階ではこういう形のことをやって、そして意見を反映させるということが必要であるということです。

「(7)水需要抑制についての住民との連携方法」、「(8)水面利用」について、「(9)河川敷の利用」について、「(10)治水対策と情報開示」。これらは、それぞれ個別の意見がありましたので、それを抽象的に取り入れて書きました。

次に、10ページの展開班のところになります。後で資料2-2については荻野委員の方から説明して頂いた方がよいと思えますので、省略しておきます。

展開班の場合については、そこに書いてありますが、「1.『河川整備の基本的な考え方』について」は直轄区間外にも適用すべきだということです。

それから、「2.『計画策定』について」ですが、第2稿はマスタープラン的な性格が少ないということです。マスタープラン部分について、住民協働参加型のシステムが工夫されるべきであるということです。これは、やはり環境利用部会で問題になっていますが、前に言いましたように河川管理者の第2稿の考え方は、まずモニタリングをやって、それについて個別にいろいろな整備の工事計画みたいなのを立てていくというものです。そして、またモニタリングをやって、またそれを修正していくというのを繰り返す形で考えておられるのですが、環境・利用部会ではもっと上位のマスタープラン的なものが河川整備計画に入るべきであろうということで、前回もその点について議論が行われました。従いまして、そのマスタープランの部分に十分に住民の意見が反映されるべきではなかろうかということでもあります。

「3.『河川環境』について」は、幾つか書いていますけれども、そういう形のことを住民参加で考慮されるべきであることを挙げています。

それから「4.『治水・防災』について」は、自治体と住民の役割の分担を明確にする必要があるとか、防災ステーションを流域センターの中に入れるべきだとか、いろいろ個別的な意見が出されておりますので、一応その集約をしておきました。

それから、「5.『利水』について」も同じことでして、個別的な意見を集約しておきました。

それから、「6.『利用』について」ですけれども、この辺については、環境・利用部会でも問題になっております。この間の環境・利用部会のまとめを見ていますと、環境・利用部会の方では、利用についても住民参加の意見は全然入ってないのです。縦割りになって

おりますので、それは住民参加部会で言わざるを得ないということになって、そこに書いております。

その他、「7.『維持管理』について」、「8.『ダム』について」、「9.『関連施策』について」、「10.『その他重要案件』について」ということであります。

10のところ、先ほど言いました第2稿に書かれておりますところの各種の委員会、協議会、検討会というのがありますが、それを全部洗い出しまして、どこに書いてあるかということも、わかっている分については出してあります。12ページに続いておまして、全部で20ほどあります。この中には若干、湧水対策会議等の既存の会議や委員会も入っております、とにかく出てきたものは全部そこに並べました。

「11. 淀川水系流域委員会の『提言』とそれに基づく河川整備計画の実効性」で、これは非常に重要なことであります。そこでまず、(1)として、先ほど出てきました全ての委員会、協議会に構成メンバーとして住民とか住民団体、有識者が参加できるようにすべきであると書いています。(2)として、流域委員会の例にならって からの項目についてそれぞれ検討を行うことが必要であろうということです。これは委員からの意見では、個別の委員会ごとに構成というのが載っておりますが、一応ここでそれをまとめてみたものであります。それから、「(3) 既存の委員会・協議会については、これまでの事業評価を行い、この機会に解散、再編することを検討すべきである」としてあります。「(4) 設立された新たな委員会、協議会の活動については、住民から意見を聴取し、その意見を考慮して第三者機関（淀川水系流域委員会等）が評価を行い、それに基づいて改善を行なうべきである」ということです。「(5) 各種協議会の構成員と住民参加システム」ということで、ここでは、委員から述べられたものについて集めておきました。もちろん、これ以外についてもいろいろとあろうかと思えます。それから、「(6) 他省庁・自治体等関係機関について」ということでありますが、これも「関係機関」としか書いてないわけですが、例えば治水についてはどことどこか、利水についてはどことどこか一覧形式で記載して欲しいということでもあります。

それから、「12. 住民参加の項目について」であります、何故住民参加の項が必要であるかという意見が出てきておまして、先ほどから述べておりますお客さんとして住民が扱われているといった場合の、お客さんと考えられている住民とはどういうことかというのがそこにいろいろ書いてあります。これはただ、委員からの意見をわかりやすくまとめただけです。下の方に書いてありますように、パートナーシップとしての住民はどうかということですが、これは自己責任、民主主義の主体としての市民といえると思えます。お客さんは意見は言えますけれども、パートナーシップではありませんし、その主体ではないわけですので、14ページに書いてあるようなパートナーシップとしての住民が必要であるということです。

そういう意味で第2稿にいろいろな住民、住民団体、市民団体、住民組織、地域組織、利害関係者、関係団体というのがたくさん出てまいりますが、それを明らかにしておいた方がよいのではなかろうかということでもあります。

それから、「13. 住民との連携・協働について」。これはそういうことを扱う専門の担当

員というのが必要ではなからうかということです。そして、住民の底力を引き出すことができるかを工夫するということが必要だと思われます。最近、NHKのテレビで「ご近所の底力」というのをやっておりますけれど、あれを見ていると、行政を引っ張り込んでいるものもありますし、行政を全くほうったらかして自分でやっているところもありますし、なるほどあれが住民の自立ではないかということで、やればできることもいっぱいあるのではないかということだと思います。今日も放置自転車の問題をやるそうなのです。やはり住民がみずからの底力を出して協力するということが必要ではないかということでもあります。

それから、「14. 河川レンジャーについて」、こういう意見も出ております。

それから、「15. 情報の共有・公開及びコミュニケーション」。こういう意見が出ております。

それから、「16. 社会的合意の形成について」。社会的合意の形成については、これも今日の後の追加のところでも出ておりますが、先ほど言いましたように、今後もう少し議論して詰めて提言をしたいと考えております。

一応資料2-2の分については終わらせて頂きます。あと、荻野委員の方から資料2-2補足の分を説明して頂ければと思います。

#### 荻野委員

実践班まとめの案ということで、資料2-2補足として文書を出させて頂いております。

山村委員がおまとめになるのに、間に合わなくて遅れてしまったのです。まことにご迷惑をおかけしましたので、おわびいたしたいと思います。包括的、網羅的にご説明頂きましたので、新たに追加することはあまりないかなと思いながら聞かせて頂きました。

実践班におきましては、住民概念とか合意形成とは何かということが大体まとまってきたので、住民の意見や質問は一体どこにどのように反映するのか、それから、先ほどお話がありました、窓口を一本にする等の方法を実践という形で考えてみようということです。第2稿の中には、協働・連携の場として、パートナーシップ事業の創設が具体的に述べられておりますので、そのパートナーシップ事業の内容等につきまして、実践的にどのような課題があるか、どのようなふうなくみをつくっていったらよいのかということを中心に議論をいたしました。山村委員のお話の中に、河川流域センターというお話がありましたが、そういうことを具体的にイメージができるようなものを考えようということです。

「1. 住民参加の具体化・実践の課題」ということで、議論の結果、結局この2つになるのではないかなということで、提言別冊に書いてあります河川整備計画策定の段階において、一般意見の聴取・反映方法についてと、これをどのようにしていくか、即ち対話集会の運営方法の具体化ということが第1点であると考えました。

それから第2点は、河川管理者と住民が継続的に協働・連携する場、パートナーシップの具体化という、大きくこの2つの課題に絞り込んで、ディスカッションをいたしました。

「2. 一般意見聴取と反映の方法」ということで、河川管理者が対話集会等を実践しやす

いように別冊をつくりまして、いろいろ提言、提案をいたしました。その中に、先ほどお話がありましたように、対話集会、対話討論会、公聴会、円卓会議について書いております。これらの定義につきましては、塚本委員から詳細なコメントを頂いており、3ページに記載させて頂いております。参考にして頂きたいと思います。

それから、議論の経過は第2稿に修正をお願いする箇所ということで、からまで、こういうところはこのように直してもらいたいというコメントをつけています。具体的には、これまでの説明会がどうも形式的で十分な対応にはなっておらず、地域の意見が十分に反映されてこなかった。で、包括的なものになるような、地域の住民の意見を反映する効果的なくみ構築するという姿勢をもっと強く打ち出して頂きたいということが1点です。第2点目は河川整備計画の基本的な考え方の章において、住民参加においては、住民の意向が十分反映されるように協働・連携の場を設けるということです。それから、河川整備計画作成にあたっては、計画の案の段階から住民の意見を反映させるということです。この措置をきちんと入れておいて下さいということです。

それから、第4章の「河川整備の方針」のところですが、意見交換が継続的に行えるような機会を設けるということになっているのですが、もう少し突っ込んで、継続的に行えるようなパートナーシップ事業を創設するということをしっかりと書いておいて頂けると、後の展開が非常にうまくいくのではないかなと考えております。

具体的な整備内容におきましては、ここも大きく2つです。計画策定段階での地域住民の意向の反映方法、それから、連携・協働の場としてのパートナーシップ事業というような形で、明確に記述して頂くとよりわかりやすいのではないかとということです。具体的に計画策定段階での地域住民の意向の反映方法につきましては、いろいろディスカッションはしてみたのですが、1つずつについて明確な答えといえますか、明確なイメージをつくるのはなかなか難しいなと思いつつながら、ここに書いてあるような、例えば河川法上の位置付けはどのようにするかとか、公聴会はどのような形で形成されるかとか、ファシリテーターの役割と責任、これは先ほど山村委員に詳しく説明して頂いている通りですが、このような項目について、ディスカッションしたのです。項目ばかり挙げて具体的な内容にこれ自身が乏しいのですが、実践の課題の中で検討を深めて頂きたいということです。

それから、3は先ほど言いました塚本委員からのコメントです。参考にして頂ければよろしいかと思つます。

それから、4ページから5ページにかけて、「連携・協働の場の創設、パートナーシップの事業」ということが河川管理者の方で打ち出して頂いております。そのことをもう少し具体的に、どういうことがパートナーシップであり、どういうパートナーシップ事業なのかということディスカッションいたしました。結局、以前、私が提案させて頂いたことをもう少しフレキシブルな形で組織や仕組みを考えていけばどうだろうかというご意見を頂きまして、この3.2以降は、河川管理者がこれから取り組もうとされるパートナーシップ事業はこういうことをゴールイメージにしてもらおうと、非常にスムーズにいくのではないかと、そんな姿勢で書いたものです。パートナーというのはお互いに力量といいますが、力が拮抗していないとパートナーにはなり得ないわけです。ですから、河川管

理者としてはパートナーを育てるという意味も含めまして、住民のエンパワーメントというお言葉もありましたけれど、そういうことも頭に入れながら組織、こういう形のを将来的につくっていくという方向を考えて頂きたいですし、これを第3稿以降の原案の中に盛り込んで頂ければよいかなと思っています。具体的には、例えばですが、琵琶湖・淀川市民協議会とか、琵琶湖・淀川市民フォーラムとか、そんな名前のNPO法人とか、或いは場合によってはこういうことは全国の主要河川において共通の課題なり、共通の問題を抱えているわけですので、将来には河川法の一部改正も含めてこういうNPOを育てて組織化するというのもひとつの方法ではないかと考えを持って提案をしております。

ここに書きました以降のことは、具体的に読んで頂いたらよろしいのですが、順番にごく簡単にいきますと、5ページの下から20行目くらい、3分の1くらいのところですが、市民、民間団体として構成するものであって、先ほど専門職の人が必要だと思います。コーディネーターになるのはボランティアでは駄目で、専門の技術を持った人が専門職として関わっていかないといけないという意味におきまして、ある種の組織形態を必要とするのではないかとということで、中身は、例えば理事会、専門職、事務所とかそういうことをいろいろ書いていますが、これはいろいろ発展段階の中で考えて頂ければよろしいかと思えます。それから、整備内容シートの中で20幾つかのそれぞれ協議会とかいろいろな委員会を立ち上げるようになっておりますが、そういう委員会の受け皿となるような特別委員会とか、或いは常設委員会とかというものをこういう琵琶湖・淀川市民協議会のようなものの中に持つことも考えられるのではないかと思います。ただ、先ほどおっしゃったように、窓口を一本化すること自体は仕組みとしてはすっきりするのですが、様々な問題も抱えることになるだろうと思えます。

次は最後の6ページですが、具体的にはどのようなことをやるかということです。河川行政を支援するプロの市民の団体というのはまだ持っていないわけですので、業務分担というのはどういう形のものになるだろうか、これは試行錯誤でいろいろ考えていかなければいけないのですが、河川行政で、河川管理者だけでできる範囲というのは、これまで我々流域委員会のディスカッションの中で非常に限定的であるということもお互いにわかったわけでありまして、河川管理者ができないようなところを市民団体がカバーできるような、お互いを補完するような仕組み、業務の分担をしていければよいのではないかと考えています。こういう業務分担には当然費用がかかるわけですから、費用分担は河川管理者と考えるということになると思えます。或いはこういう団体は、川について、或いは地域について普遍的に発展していくものでありますから、関係都道府県とか町村、自治体とか、そういう関係団体にも働きかけて業務分担、或いは分担金等々の関係を持ち得るのではないかなと思います。

は今言いましたことと殆どオーバーラップするのですが、河川レンジャーの活動の場としての業務を支援することもできる、それから、団体それ自身が市民活動のボランティア活動の支援組織という形ででもやっていけるのではないかと思います。それは4番目の河川管理者と住民をつなぐインターフェースといいますか、そういう仕組みに位置付けられるのではないかと思います。河川管理者が河川法に基づいてトップダウンで仕事をする

のに対して、こういう団体は地元住民のニーズや意向を聞いて、それを河川管理者の方に上げていくというようなボトムアップの仕組みも生まれてくるのではないかなと思います。先ほど民主主義という言葉がありましたけれど、こういうディレクションが違うものが間に入って接着剤になるという仕組みを考えていくのがよいのではないかなと思っております。

あと、財政問題とか、それから業務に対する第三者評価、会計、人事の透明性等の団体をつくと不正とか疑惑が起こる素地をつくることにもなりますので、説明責任とか透明性とかそういうことをきちんと確保できれば、行政と住民をつなぐ新たな住民組織のひとつのプロトタイプといいますか、模範になるようなものが、もしもできるのだったら、こういう段階で一度河川管理者の中で検討して頂いて、形をつくって頂ければ、この住民参加の実践という意味においては非常に新たな視野が広がっていくのではないかなと思って、提案をさせて頂いております。

山村委員

荻野委員の実践案のまとめについて、問題になっております資料2-2補足の5ページに琵琶湖・淀川市民協議会の必要性とか構成というのがありましたけど、実践班の中でのこれについての意見とか、大体皆のコンセンサスを得たのか、或いはどういう意見があったのか、紹介して頂けますか。

荻野委員

実践班のメンバーの方からご意見を頂ければありがたいと思いますが、これと同じようなものを実践班でディスカッションして頂きまして、これは部会の方に持ち上げようということになっております。

山村委員

実践班の方で、琵琶湖・淀川市民協議会というのを部会の方に持ち上げるということで、一応決まったわけですね。

荻野委員

はい、ご了解は頂いているというつもりで出させて頂いております。

山村委員

わかりました。ありがとうございました。

以上で説明は終わりましたが、質問やご意見をお願いします。

三田村部会長

班長と副班長から、補足説明、或いはコメントが、まとめの作業の中において特にあり

ましたらお願いいたしたいと思います。

田村委員

2点だけ補足したいと思います。

1つは、今、ご報告の資料2-2の2ページの「(3)参加の積極的実質的意義付けについて」、及び3ページの「(2)ダム計画に際しての住民参加手続について」です。この両者で述べられております社会的合意とは何か、またどのようにして合意形成するかということとは非常に重要な問題であると思いますし、同時に合意形成の中身だけではなくて、どのような形で合意形成するかというプロセスについても論議を尽くす必要があるだろうと思います。また、ダムを建設するかしないかという重要な問題と、そうでない問題との間にも合意形成の仕方や中身についても大きな違いがあるだろうと思います。これは早急に委員会で何らかの提案をすべきものかと思います。それが第1点です。

それから、第2点は、山村委員がしばしばお話しなさいました窓口の一本化についてです。メリット、デメリットはお話がありましたけれども、20に及ぶ協議会が出てまいりますと、この流域委員会との関連だけではなくて、それぞれの委員会でどのような問題が出され、どのように答えられたかということのを的確に整理、収集して、それを今後の検討に生かす必要があります。一本化というのはここへ持ってこいというのではなくて、20にあまる委員会がそれぞれに対応し、それぞれに出された意見をまとめて、全体で見通すということなのです。

その点に関して、特に一本化、収集することの意味については、資料2-1補足の4ページに、畑委員のご意見でアンダーラインが引かれているところがありますけれども、つまり、全体の視野の中でバランスのとれた計画を立てるためにも一本化は必要だろうとおっしゃっています。そういう意味での窓口の一本化というのが、ここへ行かなければ意見が言えないというのではなくて、複数のチャンネルを用意すると同時に、それをどこかで集約をして、お互いの住民団体の中でも情報共有するという意味で取り上げたつもりです。誤解があるかもしれませんので申し上げます。もっとも、これはこの流域委員会で全部やるべきとなると庶務の仕事もシステムも大変だろうと思います。

三田村部会長

誤解のないようにとおっしゃった部分の文言に対するコメントをメール等で頂けましたらと思います。

田村委員

はい。

山村委員

環境・利用部会でも窓口一本化というのは議論になったのです。ただ、受け取り方が人によって違うようなのです。

田村委員

何でもこちらへ持ってこいというのは一本化ではないということだけははっきりさせたいと思います。

塚本委員

いろいろと皆さまお考えになって、かなり次に進めるようなものになってきたと思っております。というのは、河川整備計画が出て、どのようにやっていくかというのはかなり皆さまと検討されたと思います。

それと、今の窓口の一本化でも、実は基本は、もし合意を得たとしたらどうしたら実現できるかですよね。そうしたら、一本化してもその窓口でちゃんと適任者を紹介していくという方法をとれば、それには行政自身がやる気もあるから、もちろん総合的にお互いに連絡をとって、本当に住民とともに実現したいから、そのような操作が起こってくるということで解決していくと思います。

それから、先ほど述べられた言葉ですが、合意の中に時間経過があって、人は学習するというのがあるのですね。学習しながら実態を共有化していくということも入ってくるのが非常に効果があります。実践、或いは実態をやっていくには、そのことも認識しないとやっていけないのです。ですから、合意といってもある固定した形ではなくて、以前も申しましたように、それ自身が変化するというのも実践の中に入ります。

私が1つ申し上げたいのは、実は、いろいろやってきて、いろいろな方と出会いました。河川管理者もそうですし、やってきたいろいろな方と話をする時に、最終はパートナーシップではどうにもならない、実は人だということになるのです。どのような場合も人だということは、河川管理者のレベルがどれだけ高いか、ということ、ある合理性に対してどこまでがんばってやろうとしているのか、どこまで総合的にいろいろなことを考えて、それをやろうとしているのが大事になってきます。そして住民とも呼応しないと、住民自身もレベルの高いものが出てこないのです。そして、作用も起こらない、持続性がない、発展性がない、それに私は尽きると思いますよ。ファシリテーターというのはもともとプロデュース、コーディネートできる人でないとできません。それから、もう1つ、地域特性やそこでの住民の状態、そういうものをどのように調整しようかというものがなければ、本来ファシリテーターはできないのです。簡単な調整はできますよ。それは専門家というか、学者、研究者でやっている人はできます。

そういう意味も含めて、ここで私は今回の実践班や展開班や、それぞれがここでもう一回考えてみて、荻野委員も言われたように、まだまだこれからだと思います。これからそのことを知りながら次に結果として形をつくっていくことが大事だということがここであらわれてきたということは、ある意味では十分ではないかと、班長と言われたのだったら、思っております。ですから、それぞれがかなり、ある評価ができるほどになってきたのではないかなということですよ。



三田村部会長

展開班から何かありますでしょうか。

川上委員

資料2-2の10ページ、展開編の「2.計画策定」について、マスタープラン的性格が少ないということを述べております。マスタープランということについて、いろいろな考え方があろうかと思いますが、河川管理者から出されている第2稿につきまして、理念と整備内容シートによる具体的な計画というのがあるわけですけれども、その理念と計画との間にやはり目標とか将来像とか、そういうものが必要なのではないかと、そこから具体的な計画というのが設定できるのではないかということが言えると思います。

もう一つは、河川整備計画は今後20年、30年間の計画ということですが、内容が大変多様で総合的ですので、この20年、30年をもって達成できない、もっと長いスパンを必要とする計画があると思います。やはりそういう積み残しの部分が出るということを考えますと、目標とか将来像とかいうものをここできちっと設定しておく必要があるのではないかという趣旨です。

次に12ページの「11.淀川水系流域委員会の『提言』とそれに基づく河川整備計画の実効性」です。先ほど、山村リーダーの方からご説明を頂いたわけですが、ここは大変重要なポイントであると我々は考えておりまして、少し補足的にご説明したいと思えます。近未来の新たな河川管理、或いは河川行政の方向は、かなりの部分がこれから新たに構成される委員会とか協議会に委ねられてしまっている感があります。その委員構成や、或いは運営方法、活動の仕方いかんによっては提言の趣旨にそぐわず、或いは共通の理念を失って個々にばらばらの方向を歩む可能性がないとは言えないと心配をしているところであります。そこで、(1)から述べておりますような取り組みと、それを評価し、チェックし、軌道修正をしていくシステムが必要なのではないかと、ここを申し上げているわけです。

続きまして、13ページの「12.住民参加の項目について」に、「第2稿及びシートの大項目に、なぜ」と書いてありますが、「なぜ」という部分はミスプリントでして、消して頂きたいと思えます。第2稿及び整備内容シートの大項目に「住民参加」という項目が必要であるということとして、第2稿の目次を見て頂きましたらわかりますように、「はじめに」に始まりまして、「流域の概要」、「治水・防災」、「利水」、「利用」、「維持管理」、「ダム」、「関連施策」とありますけれども、ここにやはり「住民参加」、或いは「一般意見の聴取」という大項目を設けて、そこで理念を述べる必要があるのではないかと考えて挙げさせて頂きました。以上です。

山村委員

以上で各班長の説明も終わりましたので、ご意見の方をお願いいたします。

米山委員

非常に単純な言葉の質問からなのですが、寺田委員から昨日速達で頂いた資料で、「今なぜ住民参加なの？～千葉主権の確立を目指して」という冊子が届きました。この中で、まさにファシリテーターをやっておられるアメリカ人の方のお話があるのですが、そこで使われている言葉はファシリテーションなのです。ですから、資料2-2の8ページの山村委員のつくって頂きました「ファシリテートの機能」というのは、「ファシリテーションの機能」にした方がよいのではないかと思いましたが、非常に単純な考え方なのですが、これですと、to facilitate という動詞形だと思いますので、「ファシリテーションの機能」にした方がある意味でよいのではないかということが、まず第1の字句の問題です。

それから、もう1つは荻野委員が提案なさいました、琵琶湖・淀川市民協議会（仮称）という提案です。これは河川法の改正も必要になるわけですけど、実際に実現して、そういうものが各地につくられるということになれば、その一種のパイオニアとして、我々の流域委員会が1つ大きな仕事をしたということになるのではないかと考えています。

それと「ファシリテーションの機能」、つまり、新しいプロジェクトを立ち上げるための合意形成のためのファシリテーションの機能、これとのいわば整合性みたいなものをどのようにとるかということがあります。つまり、流域委員会というのは別にあって、そこがファシリテーションをやるのだということ、それをマネジメントといいますか、実際にランニングさせるのが今おっしゃった琵琶湖・淀川市民協議会なのだというような分業を考えることもできますが、この相互間の整合性みたいなものを、やはりきちっとしておかないといけないのではないかということを感じましたので、一言申し上げました。

#### 山村委員

資料2-2の8ページの図1の「ファシリテートの機能」というのは、環境省の図から引用しましたが、但し、環境省の図はこういう図ではなくて、「賛成住民」のところ、公共事業をやるどころの行政と、それと「反対住民」と対立している部分をただ書きかえただけの話で、環境省ではこういう図になっていたということです。

#### 寺田委員

基本的なところに関する意見を申し上げたいのです。前回の部会が5月27日で、これは第2稿が出た直後に部会を開いたと思います。その第2稿の検討を、班の編成をして、2回の検討会と各班議会を持ってやってきたということで、まだこれは形成過程なのです。資料には意見まとめと書いてあるけれども、これは別にまとめではなくて、1つの過程の意見だと思います。

一番基本的なところに関して、私は問題意識が大分違うので意見を申し上げたいと思います。今年の1月に出した提言では、残念ながら住民参加の部分はあまり議論ができてなくて、提言の中では僅かしか言ってないのです。提言の部分で言っているのは、住民参加に関しては2カ所だけなのです。

1つは、新たな理念というところで、主体的な住民参加による川づくりという新しい理

念ということを提唱しているということです。しかし、その中身は具体的に言っていません。

それから、もう1つは河川整備計画のあり方というところで、今日のまとめにも出てきますけれども、住民と行政の協働型の河川管理ということを行っているのです。しかし、提言ではこの中身について何も言っていません。その後、5月に別冊提言を流域委員会として出したわけですが、これはあくまでも河川整備計画の原案について、公聴会と一般意見聴取反映方法ということについての、流域委員会に付託された第2の仕事をするための提言なのです。ですから、流域委員会が最後に提言を出して、その後に河川管理者が原案をつくり、確定をされて、その原案について、どういう住民参加を実施するのがよいかということに対する提言を出しているわけです。

実はそのことに特化した意見書ですから、一般的な住民参加に関する部分の提言は何らやってないのです。としますと、今回もしもこの意見書の中で、住民参加についての具体的な形、中身ということを使うとすれば、初めてのことだと思います。これは十分議論をしなくてはなりません。いろいろな意見があると思います。

私が非常に気になるのは、協働管理、協働参加ということです。特に資料2-2の1ページ、「住民参加の理念・目的」について、2行目に「行政と住民により協働管理すべき」ということが書いてあるわけです。これは誤解を招きます。このことの意味を皆さまはどのようにイメージしますか。この書き方では、読んだ皆さまは、それぞれ様々にイメージすると思います。

住民が従来の受け身から主体的に自己責任のもと、河川管理者とともにいろいろ発案し、提案し、意見を反映していくということに変えていかなければいけないという点は、皆さまは一致しているのです。ところが、全てのことをパートナーシップで、協働でやるのだ、管理も全部協働だというようなことまでは言ってないのです。こんな議論をしてないと思います。パートナーシップによる事業化ということが、今回の整備内容シートにおいてもいろいろ提案されています。これは非常に大事な部分だと思います。しかし、参加の形というのはいろいろあって、住民参加の形式は、どういう場面か、どういうことを目的に住民参加の手続を行うかによって違ってきます。これは山村委員の分野ですが、以前、住民参加部会でも住民参加の形というのはいろいろあるのだというお話がありました。例えば、1番レベルの低いものは情報提供参加で、情報だけをいろいろ提供してもらうというものです。2番目はヒアリング、公聴会です。これは一方的に意見を言えるというものです。最近はやりのパブリックコメントが典型ですね。これは言いっ放し、一方通行、ここまでは今や広く行われています。国土交通省の関係でも、例えば都市計画とか道路の建設手続というのは、以前から全部こういう方式でやっています。しかし、これだけではいけないという点は皆さま一致しているわけです。この次のステップに移らなければいけないということです。その次のステップには2つか3つあるのですね。

私がお配りをした資料がありますが、これは、昨年、千葉の三番瀬のところで、随分と新しい方式をもって円卓会議をやっておられるわけです。そのためのシンポジウムですが、その中で東京工業大学の原科さんが5段階説で分けていらっしゃるのが出てき

ます。8段階説もあるようですけれども、要は今の2ステップの次のステップは何かと言いますと、これは討議、討論、議論、これが十分できる、それも何回もやるという、そういうことができるような住民参加、これが第3段階だと言っているわけです。これはやらなければいけないというのも、多分、皆さま異論ないと思います。そして、最後の段階がパートナーシップだと言っています。

しかし、何でもかんでもパートナーシップでやれるわけではないのです。住民が本当に自己責任を果たし得るようなものは協働参加できるわけです。パートナーシップをとれるわけです。しかし、そうでない部分は、民主的手続として意見を言う、議論ができる、ということが担保されるべきであると思います。やはり目的によって、どういうことで住民参加をやるのかという違いがあります。例えば、合意形成を目指すのか、それから説明を十分に理解してもらうということを目的にやるのか、いろいろ意見を吸収するためにやるのか、そういう目的によって住民参加というのは使い分けされるはずなのです。

それにも関わらず、資料2-1の理念のところ、全ての住民参加が協働参加だと、全部協働管理だというような書き方としています。これは誤解を招くと思いますので、抜本的に修正しないとイケないと思います。

もちろん、これは私の個人的意見ですから、いろいろ議論があると思います。皆さまで十分議論をして、もっと議論して、そしてつukらないとイケないのではないかなということ強く感じました。

#### 山村委員

寺田委員は住民参加部会に当初から入っておられないのでご存じないかもしれませんが、住民参加についてのワーキンググループの素案で021101版というのがあります。この021101版の中にもう既に、「基本理念」について、それから2として「住民と行政の協働による河川整備・管理のあり方」と書いてあります。その中には、「情報の共有と公開」、「住民との連携・協働」、「住民団体・地域組織等との連携」、「河川・環境学習の推進」、「関係団体、自治体、他省庁との連携」と、そういう小項目が全部あります。それから大項目の3で「淀川河川整備計画策定・推進にあたって、河川管理者が行うべき施策」とあります。そういう中で、河川整備計画策定時における住民との連携・協働と、それから河川整備計画策定後における住民との連携・協働とあります。これは12ページにわたりまして非常に詳しく述べております。チャートもつけまして、そして個別の項目についても一応詳しく述べているわけです。021101版では、協働については述べてないのではなくて、この中で具体的な形でも述べているわけです。

それと、もう1つ、第2点のところは、全てパートナーシップでいっているかということ、そうではないわけでありまして、第2稿の項目のそれぞれによって住民参加の内容とかあり方とかいうのは違って来るだろうから、個別に検討すべきであるということは、この021101版の中でも述べているわけです。ですから、先ほどの分類でいきますと、情報提供参加の場合もあるでしょうし、先ほど私が言いましたように、例えば洪水等によって被害を受ける地域の人に対する住民参加の場合と、単に他からいろいろな形で意見を述べる人

との間では、その住民参加の内容も違うのです。ですから形態によっては違ってくるとい  
うことであります。

少なくとも、パートナーシップが、最近の行政学でも主流になってきているわけであり  
まして、それと個別の住民参加の手法を個別に考えなければいけないということになるう  
ということ、後にその個別の意見が出ておりますので、その個別の問題についての意見  
が集めてあるということです。

#### 本多委員

寺田委員のご意見は、わかりやすいご説明があったと思います。情報提供だけ意見を表明  
する、議論をする、一緒にやっていくというように、いろいろな段階があるということ  
がまさにその通りだと私も思います。ただ、住民参加の形式を行政が、ここは住民の意見  
を聴くだけだとか、ここではパートナーシップはとらないよとか、そういうことを一方的  
に決めて頂いても困ると思います。本来、この項目については専門家のご意見だけを伺っ  
てやっていこうというようなことであったとしても、住民からいろいろな提案やいろい  
ろな情報提供がある中で一緒に考えていったり、一緒に行動していかないといけないとい  
うようなことが出てきたり、もしくはいわゆる責務や役割分担がきちっとできるという自立  
した住民がそこにいる時には積極的に、意見を聴くだけではなしに、パートナーシップを  
本来はとるつもりはなくても、そういう部分が見えてきた時にはやはりとって頂くとい  
うようなことも必要ではないのかと思いました。

5段階とおっしゃっていましたが、確かにそういうところがあると思いますし、住民と  
一緒にやりたいと思っても住民側が成長していないということもあるかもしれません。こ  
れは専門家だけのご意見を伺ってとっていた部分に関して、逆に住民の方からいろい  
ろな積極的なものがあったり、そういう自覚した市民団体や、自立したそういう団体等  
が見えてきたりした時には、やはりパートナーシップのところまで上げて頂くというよう  
な、そういう住民参加の窓口を広く開いておいて頂くというのが行政の立場として必要  
なことではないのかなと思います。ですから、何から何までパートナーシップでやるとい  
うようなことではないけど、提案や意見が住民側から出てきた時には、いつでもそういう  
門戸は開いていますよという姿勢を行政に持って頂く必要があるのかなと私は思います。

#### 畑委員

先ほどのこの寺田委員のご意見はもっともよくわかるのですがけれども、本来、河川管理  
等につきましては、大臣にしましても、或いは知事にしましても、住民の委託を受けて管  
理をしているという見方ができるかと思えますし、我々もそういう点で住民側から見れば  
お願いをして管理して頂いているというような関係にもあろうかと思えます。そういう  
意味で、本来の関係としては十分に住民の意向を意識しながら、或いは聴きながら河川  
管理がなされているはずなのですけれども、従来それが十分でなかったというようなこと  
があって、今後は新たな観点から十分に住民の意見を汲み取りながら、住民のためにな  
るような、そういう管理をして頂こうということであると思えます。少しこじつけになるかもし

れませんけれども、協働管理という意味は、願いとしてはそういう意味での言葉であると思います。ただ、表現としまして適切でない面があるかと思しますので、誤解のないような表現をとるべきであろうと思います。

#### 小竹委員

先ほどからも委員のいろいろなご意見が出ておりますが、私は、その下の受け皿といいますが、昨年から淀川フォーラム実行委員会というのをやっています。そのグループには婦人部や商店街、学校、教育委員会等が13団体になります。特定の題目は別にしても、毎月一応集まって、今日のような委員の意見を下へ伝えるということを行っています。また水害の問題、災害の時の電気、ガス、水道がどうなるか、それをどう援助するかというような、また一般に知られていないいろいろな意見をお互いに教え合っています。かた苦しい形でなしに、この委員会の実行の下請をやっておりますので、ご報告させていただきます。

#### 山村委員

荻野委員の実践班のテーマが、パートナーシップを構築する具体案ということになっておりました。その観点から今の寺田委員のご意見に対してちょっとご意見をお伺いしたいと思います。

#### 荻野委員

全てにおいて住民が河川管理者と同じレベルで仕事がやっていけるという意識では駄目だと思います。全然違った機能と能力を持った者がお互いに、対立的にやるのではなくて、協力的に仕事をやっていくということであろうかと思えます。その場をつくるという、その場を取り持つという仕組みがないので、住民というのは1人ずつですから、その1人ずつのものをグループ化して、いろいろな形で作って行って、その住民のパワーというものと、行政の本来持っている力との間を結びつけるインターフェースの仕組みが是非に必要ではないかと思えます。

それは、例えば窓口を一本化するとか、個々の意見をまとめて合意形成の方向に向かって仕組みをつくるというような接着剤を社会的に確保することが官と民の間の公みたいな格好であって、それがパートナーシップだと思います。パートナーシップというのは、パブリック・プライベート・パートナーシップ、官と民とのパートナーシップなわけです。ほうっておいたらばらばらで、時には非常に対立的な構図を持つのですが、それを接着剤として結びつける役割を果たす組織、機関が必要であると思えます。それはどうしてもボランティアではできないので、プロフェッショナルな団体が必要であるということになると思います。そういうものができると、河川管理者に対して、ある主の補完的な機能を持ちますし、それからそれ自身が住民のエンパワーメントにも役に立ちます。それから国土交通省の河川管理区間というのは非常に限定的であります。都道府県の指定区間とか二級河川とか関連するところがまた山ほどあるわけですから、そういうところとのインターフェースもあり得るわけです。それから、川の水と地下水の問題、都市計画の問題

とか、違った分野とのインターフェースもあるわけです。

ですから、うまくインターフェースになるような団体組織がないと、全部、官対民という格好で対立的な構図を持つのはやはり将来的には難しいですし、河川管理者も多分、ハード対応の事業は得意なのだけれども、ソフト事業といえますか、人づくりとか、そういうところには今まで非常に、この第2稿の中にも殆ど書いてない、書けないように、やはり盲点になっている部分だろうと思います。ですから、そこのところをやはりこの委員会がひとつしっかりと提言、提案ができるというのがよいところではないかなと思っています。

#### 山村委員

先ほどの論点と少しかみ合っていないのですが、例えば荻野委員の資料2 2補足の4ページに3.2のパートナーシップ事業というのがあります。先ほどの寺田委員の発言は、要するにこのパートナーシップというものを、あらゆる住民参加の中では全て協働だととらえているようだけれども、事業とかいろいろな中には情報提供参加でよいものもあろうし、形態がいろいろあって、全てパートナーシップでいかなければならないということにはならないと、そういう論旨だったと思います。しかし、ここで使っておられるパートナーシップというのはそういう意味なのか、また別な形で言われているのかということだと思います。特に、この4ページの3.2のパートナーシップ事業といった場合のこの「事業」というのはちょっとわかりにくいのですが、その点を今との関連で説明して頂ければと思います。

#### 荻野委員

このパートナーシップ事業というのは、第2稿で河川管理者が書かれたのです。私はこれを見て、パートナーシップということを河川管理者が事業化するのかなととらえて、これは非常に立派なことであると思ひまして、是非このパートナーシップは、パートナーシップではなくて、国が事業として取り組んでいくということで作られるのがよいのではないかと、パートナーシップ事業という言葉はここに使わせてもらったのです。これは第2稿の5.1.2の(2)というところにパートナーシップ事業という言葉を使って頂いたので、非常にこうはっきりした形で考えることができるのではないかと、今申しましたような仕組みづくりを提案して、この中身を煮詰めていくということ、住民参加部会の方から是非したいと思ったのです。この案がよいか悪いかは別にしまして、パートナーシップ事業そのものを積極的に指示し、支援し、このような形でやったらどうですかというものを提案していくのがよいのではないかと、このことです。

確かに協働事業という言葉は非常に強い印象を与えることになろうかと思ひますので、畑委員がおっしゃったように、表現はもう少し考慮した方がよかろうかと思ひます。中身について具体的に考えるまで議論が煮詰まっていないので、ごくごく常識、良識の範囲で考えていけばよいのではないかと、このことです。

## 塚本委員

河川が、環境を入れた時に、川に学ぶとか、いろいろとやってきて、かなり教科書的なパートナーシップの冊子ができています。殆どこういうことはもう入っているのですね。だけど、なかなかそれが実現してないということです。河川の場合はある程度ハード面で工事をしたら動かさないと駄目ですね。ただ、環境省とかまちづくりとなりますと、殆ど、洪水が起こって被害を受けるような責任というのはいないですから、パートナーシップと言いやすいなのです。まずは、そういう動きというのはいやれるところからやっているところがたくさんありますね、というのが実態です。

寺田委員がここで紹介されました原科さんに、私も7、8年前にお目にかかっていますが、三番瀬についてこの人はかなりやっておられます。三番瀬というのは、やはり住民自身がかなりがんばって、いろいろな意味で何とかしたい何とかしたいとやってきている状況を原科さんも参加してよく知っておられて、それで副知事まで出てきますね。この辺まで出てくるような仕組みまでしてきたということが、まずこれは内容もよいし、その状況になってきているということが1つの大きなことだと思います。でも、これはそれまでにかなりプロセスがあると思います。そういうことを学んでいかないといけないというのが1つあります。

ですから、私は最初の方に、人だと言いましたね。行政自身も、どこをやるか、どれだけ責任のあることをやっていくか、それに対して、やっていった時にどのくらいにいろいろなことで合理になってくるのかということを描けて住民自身が熱意を持ってやり出すというこのプロセスで、多分いろいろな関係ができてくると思います。ですから、急いで形を決めずに、やっていく中で決まるような方法でよいと思うのです。というのは、例えば提言ですから全部決めてでなくて、そのプロセスで決まっていくような方法というのが、実は逆に河川管理者の方が非常に巧妙なというか、よいやり方があるのです。というのは、第1稿、第2稿、第3稿とあると、やれないところは今検討中となります。では、大戸川ダムはどうしたらよいかと、それぞれ委員が考えたら、どのくらい具体的に自分たちがこれを調整してやれるかということになったら、恐らくここは物すごく弱かったわけです。専門家やいろいろな方たちがおられて、こうあるべきだという研究とかやっておられますけども、本当のこういうきつい現場に対して、間接的なものを含めて、どのような人たちがうまく形成されていって、学習していってというそのプロセスというのが、やはりこれからやりながら形成されていくものだと思います。

最初に出された三田村委員のこの冊子というのは、かなり参考になります。いろいろな意味で、こういう住民参加の方法を実は河川管理者も住民側も知ってやっていきましょうよという、よい意味での教科書的なものに非常になっているので、あとは実践というのは、恐らく言われた通り、これから河川管理者と大いに議論したり、検討したりしながらでき上がっていくものだろうと考えます。

## 寺田委員

私の申し上げたことについて補充しておきます。



パートナーシップについては2つのことがごちゃごちゃになっているのです。つまり、政策決定過程における住民参加の方式としてのパートナーシップという部分と、政策を実行する過程でのパートナーシップがごちゃごちゃになっています。これを分けないといけないのです。特に私が問題にしているのは前者なのです。政策を実行するという時に住民団体なり住民組織に行政がやることの一部を担ってもらうというのは、最近あちこちでいろいろやっています。これはまさにパートナーシップです。先ほど荻野委員が言われたように、住民でないといけないような、住民であれば非常にうまくできる部分、そういうものがやはりあるのですよ。行政がやるよりその方がよい、効率的だということで、これは随分やっていると思います。大いに活用していくということで、今回の整備内容シートでも、そういうことを提案されようとしているところはかなりあると私は思います。しかし、問題は政策決定過程です。例えば、大戸川ダムを建設するかしないかという時に、ダム建設の政策決定過程の住民参加としてパートナーシップで何をやるのですか。そういうことを皆さまはちゃんとイメージしていますか。ここで言うパートナーシップというのはどういうものがあり得るかということです。

例えば、今回私が配りました資料の中でヒントになるとすれば、コンセンサス会議です。いわば住民代表によってつくられた検討会、委員会が、本来この河川管理者が行うヒアリングとかあらゆるものを全部そこが受け皿になってやるという方法があります。場合によっては、最終的には住民投票も全部そこがやってしまうということもあります。イエスかノーを全部そこで決めてしまうというようなことを、例えば一定の住民代表による組織に任せますというのであれば、非常に極端な例ですが、これはパートナーシップです。

政策決定過程における住民参加としての協働方式、パートナーシップ方式というのは一体どのようなことを皆さまはイメージして議論をしているのでしょうか。そこまで考えてこれを提案しているかということなのです。皆さまのイメージが共通で、議論して、そして、こういう形がやはりこれからのあり方としてよいのではないかとということで統一できれば、私は文書として書いたらよいと思います。先ほど畑委員に補充して頂きましたけども、私もそこはわかるのです。これまでにないものを目指してもらうためにこういう表現をされたというのはよくわかるのです。ところが、「協働管理」という言葉の中には非常に多様な意味があり、受け止め方も様々ですから、やはり誤解のないように、何を指すのか、どういうことを共通で目指すのかということがわかるように書かないと、これでは誤解されます。

私が議論して欲しいのは、政策決定過程における住民参加の方式としてのパートナーシップ方式というのは一体どのような方式か、どのような方式が考えられるのかということです。皆さまが共通のイメージを持って議論していますかということです。休憩の間に、考えて欲しいと思います。

田中真澄委員

住民参加はこの日本ではまだなかなか土壌が育っていないと思うわけです。住民の方も、住民参加という言葉を目にしても意識も認識もまだまだ広がっておりませんし、パートナ

ーシップといっても、まだまだ実践例は少なく、順調に推進されているとは思われません。

パートナーシップ、住民参加をどこまで展開していくのか、非常に難しい問題だと思います。取り敢えずは、現実には今の状況の中でどうしていくかということの方が、まず入り口として大事ではないかと思います。

例えば、ダム計画には検討見直しという言葉が盛んに使われているわけです。具体的に住民参加の反映をどういうぐあいに検討見直しの中にしていくかというのは、まず基本的に大事なことだと私は思うわけです。2年、3年、或いは4年、5年先、どういう見直し検討になるかはわかりませんが、その間に、実践として実際住民参加の反映を手法としてどういうぐあいに取り入れていくかということをしなくてはなりません。

それからもう1つは、このダムの関連で、提言と第2稿に出てきた文言では随分温度差がありまして、いわば厳しさから優しい文言に変わってきているわけです。それで、先ほどから「社会的合意」という言葉が出ているわけなのですが、これについても、提言にはきちっと記述されていますが、第2稿については記述されていません。それで、「妥当と判断される場合に実施する」という言葉で記述されています。この妥当とされるという言葉は非常に誤解を受けるといえるか、非常にあいまいなことだと私は思います。この妥当というところにきちっとした住民参加の声を反映することを、例えば提言のように社会的合意をきちっと記述すべきだと思います。

先ほど大戸川ダムの話も出ていましたけれども、意見として出させて頂いているのですが、やはり順序として、ダム検討委員会をつくって、歴史、文化、工学、法律、公募といういろいろな分野の人々が入って、まず1つずつ住民参加の場を積み重ねていって期間をかけて、そして最終的に公聴会等でその意見を集約して反映させるというような手法が、今から具体的な形として私は必要になってくるのではないかと思います。そのプロセスが、社会的に認められていくのだと思います。このことが、社会的合意の中では必要ではないかと思っております。

#### 山村委員

先ほど寺田委員が政策決定過程におけるパートナーシップと言われましたけれども、アメリカでも4段階の政策決定過程に分けられているのです。ポリシー、プラン、プロジェクト、それからプロシージャー、つまり行政手続となっています。ですから、この第2稿を見ましても結局、ポリシーの面とプランの面とプロジェクトの面と、それからその執行であるプロシージャーの面という段階があって、単に政策決定過程と執行というわけではないのです。アメリカの場合には、それぞれについてのパートナーシップ議論というのがそれぞれされておりまして、それにまた3Pというのがありまして、それは先ほど出ましたパブリック、プライベート、パートナーシップという形で議論されているということです。

ですから、政策決定過程というのは段階がたくさんあるのだということで、そういうことも考慮に入れて、10分間の休憩後に議論をして頂きたいと思います。

三田村部会長

すいません、私も意見を述べたいのです。

9月5日の委員会での報告に向けてということもありますけれども、私自身は住民参加の理念の根本というのは、まさに新憲法の主権在民だろうと思います。それが十分に実践されてないのを住民参加の形からでもよいからやっていくべきなのではないかなというような気がいたします。そういう意味では、今の日本の中での行政、或いは諸外国の行政も行っている通りで、私たち住民は実行的な管理主体にはなり得ないということ、やはり根本に据えなければならないです。かと言いながら、具体的な主体になり得る部分も場合によってはあり得ると思います。

例えば、河川環境の刻々とした変化のようなものは、まさにこちらが主体になって行政側に情報を提供するというのもあると思いますし、それから逆に、全然なり得ないというのは、プロ集団になりえない住民というのがあります。工学的で専門的な事柄に関して住民が主体になり得るとは私は考えられないです。そういう意味では、ケース・バイ・ケースで、その場に応じて私たちは真のパートナーシップを選択しながら構築していかなければならないような気がいたします。例えば、水防団は私たちが随分主体になり得るだろうと思います。

そういう意味では、資料2-2の1ページにあります特に「住民参加の理念・目的」の文言を、誤解のないように訂正していくことも重要だと思います。もしそういうご意見に寺田委員が少々なりともご賛同頂けるのでしたら、時間的にもありますので、修正意見を具体的に出して頂いた方がよいと思います。

それから、先ほど実践班のところで山村リーダーと荻野サブリーダーの案が2つ出てまいりましたが、表現が少し違うだけで、大きくは乖離していないと思っています。それは後で7人委員会を開いて9月5日の委員会に向けてまとめていかなければならないので、そこで調整させて頂くというぐあいにしたいと思います。

ここで休憩に入りますが、休憩を挟んで、9月5日に向けてのまとめ方をご議論頂くことと、それから河川管理者からコメント等を頂きたいと思います。また、今までのところでまだ言い足りない委員の方がいらっしゃいましたら、是非お願いしたいと思います。それは休憩を挟んでからにしたいと思います。

庶務(三菱総合研究所 水嶋)

それでは、只今より休憩に入らせて頂きます。再開は17時20分とさせていただきますので、時間までにお戻り頂けますようよろしくお願いいたします。

{休憩 17:05~17:20}

庶務(三菱総合研究所 水嶋)

それでは、審議の方を再開させて頂きたいと思います。三田村部会長、よろしくお願いいたします。

三田村部会長

根本的なところではそんなに大きな意見の隔たりはなかったように思っております。卒業論文と同じで、いつから始めても、提出しなければならない時は提出しなければならないのですから、何とかやっていたかなければならないと思っております。

休憩後の意見交換は少し視点を変えまして、まず今後のとりまとめについてお諮りしたいと思います。

部会長代理、リーダー、サブリーダー、班長の7人で委員会をこしらえて、そこで9月5日に向けてまとめていかせて頂きたいということをご提案いたしました。前の検討会でそれをご承認頂けたかと思っております。その日程調整をいたしましたら、どうも今日かなさそうなので、今日お集まり頂いて、後の9月5日に向けてのまとめ方についてご相談したいと思います。

日程的には後でご説明した方がよろしいのか、今の方がよろしいのかわからないのですが、話の続きとして今ご説明、或いはご判断頂きたいと思います。今日、まだ少し皆さまからのご意見を頂きたいと思いますが、その意見の中で重要だと思われる部分、特に寺田委員にお願いしたいのですけれども、そういうところがありましたら大至急提出して頂くということです。それで今日7人でまとめ方について議論いたします。その後、7人が情報交換しながらとりまとめの案をつくっていきますので、できるだけ早く提出して頂きたいと思います。それが私どもでまとめるのが多分8月末だろうと思っておりますので、8月30日辺りに、庶務の方から委員の方々全員に、9月5日でとりまとめ案を出す冊子といえますか文書を配付したいと思っております。そんなことで庶務はよろしいですか。

寺田委員

部会長の提案に別に反対ではないのですが、実は9月5日は河川管理者の方の第3稿が出るのです。これはもういわば我々の委員会が最終的に意見を言う対象になるものです。これまでは、第1稿が発展をして第2稿になって、その間に整備内容シートが出て、そのものの発展形として第3稿がもちろん出てきますから、全く違うものが忽然と出てくるわけではないから、これまでの議論はもちろん十分に役立っているのです。第3稿を見て、当然第2稿を一定修正、補充される部分があるはずなのです。それを見た上で、7つの部会の委員全員が最終的な意見書案をつくり上げて、そして9月30日の委員会までに出すことになると思います。ですから、第2稿を対象とした検討のまとめを確定するという作業は、必ずしも9月5日にやってしまうなくてはいけないということではないのではないかなと思います。むしろ第3稿を見て、住民参加部会が意見を言う部分が第2稿と殆ど違くないというのであれば、もうそれはそれでよいと思っておりますけれども、第3稿を見てからやってもよいのではないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

三田村部会長

全くその通りです。ただ、骨子はもう変えられないと思っておりますので、先ほど特に寺田委

員からお申し出がありましたような部分については、できるだけまとめて9月5日に提示したいと思っております。その後、第3稿が出てきて、それに対するコメント、特に今まで頂きました各委員からの意見等は第3稿を見ないとまとまらないと思っております。第3稿に対する集約というのはその後でできると思いますけども、今日までのところの大きく変えられないというところについては、9月5日にやはり出さざるを得ないのだろうと思っておりますけども、その後で議論してはちょっと時間的に間に合わないと思っております。

それで、9月30日に委員会があります。戻りますが、8月30日辺りに今日提出の資料を委員に配付はできません。もし可能でしたらそういうぐあいにして頂くとありがたいのです。9月2日までに委員から大事な部分があれば意見を頂いて、それで、9月2日に頂いたものを9月5日に出す文書に反映することは不可能だろうと思っておりますので、従いまして、7人委員会で必要と認めた意見については、書面とは別個に9月5日の委員会でコメントさせて頂こうと思っております。こういう意見が後で追加されましたという形で。ただ、それは確定的なものではありません。先ほど寺田委員が申されたようにとりまとめの段階でもあります。

庶務、難しいですか。可能ですか。

庶務（三菱総合研究所 水嶋）

30日に発送させていただきます。

三田村部会長

こちらもまとめられるかどうか分かりませんが、一応配付して、それについてのご意見を頂きたいというぐあいにしたいと思っております。それがまず1点です。

それから、社会的合意というのが積み残しになっております。今日時間があれば議論したいと思っておりましたが、次回になりそうです。また、次回の部会は、検討会になるかもしれません。部会にするか検討会にするかについてもお任せ頂けますか。といいますのは、他のテーマ別、或いは地域別部会がどのような形態をとられるかを見ながらと思っております。他の部会と調整しながら、部会にするか検討会にするかはお任せ頂きたいと思っております。そこで社会的合意について意見の一応の集約、多分まとめた案というのは出さない方がよいだろうと思っているのですが、そのように考えておりますので、日程調整中ですけれども、次の部会、或いは検討会までに、各委員の方々それぞれから社会的合意に対する考え方の意見を頂きたいと思っております。

あとは、先ほど寺田委員が申された通りで、それぞれの第2稿に対する意見、或いは修正意見に関しては、まとめ方はまだ固まっておりません。どのような形で最終的に意見に反映させるかというのは固まっていないのですが、私どもの意見を河川管理者はお読みになってらっしゃると思っておりますから、それで反映したものが第3稿に出てくるに違いないと思っておりますので、それを見てから対応していきたいと思っております。

お待たせいたしました。もう時間も迫っておりますので、先ほど来の意見交換でこれはというのがありましたら、お願いしたいと思っております。

## 山本委員

荻野委員の方から出されておりましたご説明について、展開班の方でいろいろお話を伺って議論してきたことなのですけれども、政策決定過程での住民参加ということで、パートナーシップというのはあり得ないのだというようなお話が先ほど寺田委員の方から出てきました。しかし、私の理解でいいますと、この流域委員会というのも住民のパートナーシップではないかと思えます。何故かといいますと、委員の皆さまは、流域代表でここに集まっているわけではないわけです。専門家としてのご意見を出されるために来ておられるということはあるかも知れませんが、潜在的な住民であるという立場で来ていて、河川管理者とはある程度の距離を保ちながら、様々な問題についてお互い意見を出し合ったりしているわけです。

それで、もう1つ役割がありまして、河川管理者との関係で意見を出す、政策決定過程に携わるといような意味の住民の会議であるとともに、地域の住民ともっと話し合うということが必要だったと思えますけれども、そこが流域委員会ではまだ積み残しになっているような気がします。これからどうあるべきかというようなことで理念とかを話し合っていて、どのような手法が有効なのかというような話はしているけれども、実際、現場でお困りになって、河川管理者もどうしてよいかわからないと言っているようなこととか、住民の方が様々な意見がありどうしてよいかわからないというような実際の現場の中には、あまり立ち入ってこなかったように思います。

それで、いろいろな問題があるということはわかっているのだけれども、委員会が、何かこうしたらどうだというようなことで、ちょっとやってみようやないかというような実践というのがまだできてなかったと思えます。そのような中で、やはりこうしていった方がよいのではないかという方向性を皆さまで話し合っていくというのは、政策決定過程へ立派に携わっていると私は思っていたのです。

そういうことをする組織というのはやはり今後も継続して必要でしょうというようなお話が荻野委員の方からあったわけです。具体的には、皆さま仕事も持っていますし、委員を続けていくだけでもかなりたくさん問題が山積みになっている中で、時間を割いて出てくるのも大変だというような話も出ています。それで、庶務が事務的なこととかいろいろなことをやって下さっているわけです。その部分というのはやはりボランティアではできないわけです。そういう中から、委員のお話では、例えば専従の人を置いてそれに携わっていく人間が必要でしょう、片手間にはできないことだろうというようなお話も出ています。それで、庶務の方たちがやって頂いているのが、荻野委員から出ています「琵琶湖・淀川市民協議会(仮称)」の中でいう専従の人たちにあたるのではないかというような理解で見えていたわけです。

それで、具体的に「パートナーシップ」という言葉の中身についてどうなのだとか、これがあたるのかあたらぬのかというようなところまでは議論していませんでしたけれども、言葉の問題だけで立ち消えになってほしくないなと思っている考え方ではあります。

## 塚本委員

これは私の方も実践の時に位置付けをしました。どういうところでこれを使うのか、この内容を使うのかというのは、寺田委員も言われたように非常に混乱していたのですね。住民参加と参画ということとはまた違うのです。その辺のあいまいさは非常にあって、基本的には私は、実際に物事をやっていくのは継続であってよいと思います。

というのは、他の治水とか利水とか環境とかというものではなくて、実際にやっていかなければならないということは、失礼ですけれども、皆さまは恐らくそんなに知っておられないと思います。というのは、逆に言ったら、私は前も河川管理者の方にお話ししました。あなたたちは本当に熱心に、今回の多分ダムをやめようとかその辺のことをやっておられますか、それからもう一つは、住民との関係は非常にキャリアがありませんねということです。現場であったとしたら、これはできませんとか、こういうことはどのようにやるのだとか、これは問題点が出てきますよとかというのは言えるはずなのですね。恐らく持っておられるかも知れないです。そういうやりとりをしてこそ実にしっかりしたものができていくと思いますね。

それと、三田村委員は、骨子を変えられないとか、以前にこれをやる時にメモで、殆どこれを変えないということでした。変えない中で一体何をするのかというのがあって、それで私は、三田村委員の最初にまとめて下さったものは教科書的にはとてもよいと思います。だけど、本当にやっていくには、まだまだこれからいろいろな結果として生まれてくるものに対しての評価とか、その辺が入ってこないとある形にはならないだろうと思っています。

## 川上委員

先ほど来、寺田委員からのご指摘についての様々な議論があるところですが、資料2-2の1ページの住民参加の理念・目的のところの「協働管理」という言葉についてですが、ここのところで三段論法になっているのです。

まず1番目に「淀川水系は、現在及び将来の住民の共有財産である」ということです。これは異論のないところだと思いますが、次に5行目の「住民は、共有財産である水系を管理者にお任せでなく、自治と自律で管理する」とあります。ここでこの「管理する」という定義をしたために、次にこの2行目の「持続可能な水系として行政と住民により協働管理すべきである」と論理の飛躍がなされてしまっているわけなのですね。

それで、基本的に政策について意思決定するのは河川管理者であり、そして予算を確保して事業を実施するのも河川管理者であり、その結果について責任を負うのは基本的に河川管理者であるということ、これはもう法体系で決まっていることですから、今さら言うまでもないわけです。その意思決定から後の評価に至るまでのプロセスで住民が参画をしたり、或いは参加をしたり、またパートナーシップで具体的な事業に関わっていくというプロセスは、もちろん今後の河川管理にあって必要なことなのですから、そうあってもやはり責任をとるのは河川管理者なわけですね。従って、河川管理者は我々NPOからの提案があった時に、それはできます、或いはできませんということをやはりはっきり言う

べきであろうと思いますね。

それで、やはりそういうところから考えて、ここで「協働管理すべきである」というのは非常に考え方が浅いというか、改めなければならない字句であると思います。

そこで、5行目の「自治と自律で管理する」というところを「自治と自律で関わる」とすれば、ある程度理解はできるかなと思います。

三田村部会長

私も案をつくっておりますが、後で7人委員会では是非お願いしたいと思います。

小竹委員

先ほど申した延長線上で、流域センター、河川レンジャーを実験的にモデルケースとして一遍やってみなさいというようなことを委員会で決めといて頂いて、突きあたれば訂正するようなことがあってもよいと思います。災害というのは待ってられません。突然にいつ来るかわからないのです。非常に急いでやらなければいけない部分と、ゆっくり審議して頂いてよい項目と、ちょうどダムの問題とは違って特有の仕事があると思います。これはまだ言えませんが、環境省が何か別のものをぼんと出してきた時に、大阪府と大阪市の意見の違いをある程度キャッチしているのですが、まだ発表されてないので言うわけにいきません。

住民の皆さまも、ある意味で委員会の意見は大事に協力して、自分らも責任を負うというような雰囲気は2、3年前と違ってどんどん出てきておりますので、忌憚なく、宿題的に、流域センターはここへ置いてみてどこに問題があるか、レンジャーはどうするかと話し合っていてはどうでしょうか。

消防隊は下から上、局長まであり、話は変わりますが身分として救急隊は消防隊の中から3年だけ出向して元に帰るので、消防の皆さんは早く帰りたいという認識があります。防災と水防組合は地方は割合にそろっておられますが、都会は十分に管理されているとは言えません。そこへレンジャー組織に、退官された専門家を置いて、若い世代が育ってくるまでにちゃんとするというやり方があると思います。もう淀川区役所は、専門の部局と職場の中に3人の専門要員を置いて動き出しています。そして、淀川の左岸と右岸の8つの区は官庁としての打ち合わせをスタートさせておられます。

勝手申しましたが、よい意味での、こんなことをしたらどうだと、委員会として宿題を出して頂くとよいのではないかと思います。

三田村部会長

今のご意見は、このとりまとめ案の随所に、具体的ではありませんが入っているように思います。例えば、河川レンジャーに関しては5ページのところに、もっと具体的にモデルをつくる等を行う必要があると書いています。それを管理者に求めております。もし読み返して頂いてこれはというところがありましたら、またご意見を頂きたいと思います。



## 本多委員

資料2-2の11ページの8のところにダムのこと書かれていますが、気になることが随分ありましたので、意見を上げさせて頂いたことがあります。それは資料2-1補足の26ページですけども、現在、ダムは恐らく全てのダムが見直し検討になっていくだろうと思われまます。そうしますと、恐らく現行とは違う結論が出てくる可能性があると思います。例えばダムを10mかさ上げして大きくするというようなこともひょっとしたらあるかもしれませんが、逆に縮小したり中止したりというようなことがあるかもしれません。そうしますと当然、その社会的な影響というものや自然環境に対する影響というものが多いためですから、特に社会的な影響ということについてどうしていくのか、河川整備計画の中で検討されているのかどうかあまり見えてこないなと思います。

ましてやもし中止ということになれば、撤退していくルールというものも恐らく検討して頂かないと駄目なのかもしれませんし、地元住民の皆さまの意見も伺いながら、やはり取り組みをしていく必要があるのかなと思います。そこで、この8のところに、そういう社会的影響についての対策のために住民意見を反映して考えて頂くということも意見として言って頂けた方がよいのかなと思います。また、河川管理者にも是非、ダムというのは随分検討されて、恐らく結果が変わる可能性もあると思いますので、その辺の影響というものについても河川整備計画の中に見られないような気がしますので、少しそういう意見を申し述べておきたいと思います。以上です。

## 三田村部会長

河川管理者の方、ご理解頂いて対応できる部分がありましたらよろしく願いいたします。なお、住民参加部会として、ダムについての住民の関わり方、即ち社会的合意に関しては3ページのところに丁寧に書いてありますので、それで多分よいのだろうと私は判断しております。

他にありませんか。時間ももう殆どなくなっておりますので、河川管理者に簡単に対話集会のご説明を願えるということなので、それをお願いしたいのですが、その前に、今日の部会委員の意見、或いは資料2-2をご覧になって、とんでもないことを言っているのかな、そういうことがありましたらお願いしたいのです。その後で、対話集会についてのご報告をお願いいたします。

## 河川管理者(近畿地方整備局 河川情報管理官 西村)

塚本委員が国土交通省はハードには強いがソフトには弱いとおっしゃいました。私も非常にその辺は反省しております、例えば先ほど来ご意見がいろいろあったパートナーシップ事業とか、どうも日本語というのは非常に難しいと感じていました。ある意味ではあいまいなところがよいところでもあるのでしょうか、非常に受け取り方がその人その人によってレベルが違うというか、受け取り方が違うということです。ですから、その辺は我々も非常に反省している部分があるわけですけども、まとめられる時に例えば、後でお話ししますが、こういう対話集会をやれということであれば、これは非常にわかりや

すいのです。そういう形で我々にとってわかりやすくまとめて頂けたら非常にありがたいかなと思っております。

それでは、対話集会について、淀川河川事務所の方が先行してやっておりますので、淀川の方から説明してもらいます。

三田村部会長

今日ご説明頂く経緯は多分ご存じだろうと思います。部会ですので一般の方々はその経緯をご理解頂いてないかもしれませんが、河川整備計画の原案作成に関わって河川管理者が対話集会をやって頂くことになっています。しかし、あまり例がありませんので、それで私どもも心配事がありますので、できるだけ私たちの意見もそこに反映して頂いて、よりよい対話集会になるように経過報告をして頂くことになっております。では、よろしくお願いたします。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

対話集会につきましては、淀川河川事務所ですら先行的にやろうとしておりますので、私からご説明したいと思っておりますけども、その前に1点だけ、今日の議論についてお聞きしたい点があるのです。

琵琶湖・淀川市民協議会というのが今回初めて出てきたわけですけども、中身を読みますと、住民と行政の間のいわば接着剤といいますか、介在して何か活動するという事になっております。実は以前から河川レンジャーという話がありまして、これもいわば住民と行政の間で活躍するという事で、我々は河川レンジャーについてもいろいろなイメージがありましたが、よくわからないということで、ある地区で実際に何人かの人を任命して具体的に活動して頂いて、その中でどのような問題点があるのだろう、或いはどういう制度をつくったらよいのだろうということをやっているように聞いています。

河川レンジャーについては試行錯誤をやろうとしているんですけども、一方で今度の琵琶湖・淀川市民協議会というのは何か、河川レンジャーと同じような機能を持たせた組織と受け取れるんですけど、そこがよくわからないのです。例えば河川レンジャーにしても、防災面、或いは環境学習の面、或いはいわゆる草刈りだとかごみ掃除だとか、いろいろな面がありまして、全てを1人のスーパーマンができるわけではないのです。いろいろな人が、いわば河川レンジャー的な活動をするわけです。それをこの市民協議会というのが組織として全部一手に引き受けて、行政と住民の間で何をどのようにされようとしているのかがよくわからないのです。

先ほど山本委員の方から、実はこれは、三菱総合研究所がやっているこの流域委員会の庶務的なことをやるのだとおっしゃったので、ああそういうことなのかと思ったんですけども、本当にこの部会の中で、この市民協議会というもののイメージ、今の河川レンジャーとの関係、それから流域委員会も継続しますけども、それとの関係をどのように整理されているのかがよくわかりませんので、唐突に出てきても、我々とすればお聞きしておく他ないと思っています。

## 三田村部会長

実は、資料2-2補足が、どのように資料2-2とうまく整合性がとれた形でまとめるかは、今のところ予測がつかないのです。7人委員会で決めていかなければならないのですけども、その時にもしかしたら消えてしまうかもしれません。これはもしかしらで、わかりません。これについてご説明頂いた荻野委員に、河川レンジャーとの関係等がもし区別できているようでしたらお願いしたいと思いますが、いかがですか。

## 荻野委員

確かに河川レンジャーというのは、宮本所長がおっしゃったように、河川管理者がある特定の個人を任命して、河川管理者と個人との間の契約といいますか約束で活動すると、こういうことであろうかと思えますし、そういう形態も悪いことはないと思えます。

ここで提案をしているのは、非常にたくさんのボランティアとか、不特定多数の住民とか住民団体とか利水者とか、いろいろな形の人が淀川、或いは琵琶湖に対して意見をお持ちです。そういう意見を窓口として受け取って、それを例えば河川管理者側に手渡すというようなものです。それから、河川管理者側がいろいろな問題を抱えておられて、パートナーシップ事業というものを考えていらっしゃる時に、そのパートナーシップ事業について河川管理者がボランティアに対して直接やられるという事業を立ち上げられるということも考えられて、それも悪いことではないのです。いろいろな形のプロセス、関係が住民と河川管理者の間にあるかと思えます。

それで、ここで提案したのは、例えば河川レンジャーとか国土交通省が考えられているパートナーシップ事業とか、そういうものを住民と河川管理者の関係という格好で一度考え直し、くり直してみても、住民と河川管理者の関係をどのように仕組んでいったら継続的な連携・協働の場ができるかということです。河川管理者がやろうとしている、ボランティアを育てようとしていること、それからボランティアが河川管理者に期待しているようないろいろなことを、河川管理者と住民の関係とはどういう関係なのだということを考えていって、その間にインターフェース、接着剤となるような仕組みを構成することに意義があるのではないかということなのです。

パートナーシップのパートナーというのは、何回も意見が出ましたけれど、やはり河川管理者に対して、あるレベルの信頼感を維持できるようなレベルでないとは駄目なわけです。そういう意味ではパートナーシップそれ自身も、成長していかなければならない、エンパワメントをやっていかなければいけない仕組みなのだろうと思えます。そういうインターフェースになる仕組み自身が地域住民に働きかけることもあり得ますし、河川管理者に働きかけることもあり得ますし、接着剤、インターフェースになることもあるというような、そういう関係をどのようにつくっていくかという、その1つの提案ということです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

関係をどのようにつくっていくかということを議論して、例えば我々にサジェスチョン

を与えるというようなことであれば、それはまさに、この流域委員会の住民参加部会がこれからも担っていくことではないのでしょうか。これとは別に、また何か住民と行政の間の接着をスムーズにするような審議機関みたいなものが要るのでしょうか。逆に言えば、この住民参加部会を例えば改組して補強するなり、そういうことならわかるのですが、新たにこの市民協議会をつくるという、その辺がよくわからないのです。

#### 荻野委員

そういうことについては、今おっしゃる通り、機能的には非常に似たようなものであろうかと思います。ただ、流域委員会の委員の皆さまは全員仕事を持っておられるわけですね。それで委員に任命されて、ここに来ているわけです。やはりこれからの住民との連携・協働ということを本気でとらえるならば、いろいろなところを書いてもらっていますが、ある種プロフェッショナルといえますか、専門の仕組みを持ったところが必要であろうと考えています。

ボランティアというのはやはり本業があって、あくまでもボランティアで、この流域委員会の委員もやはり本業があって、ここに任命されて来ているわけです。やはり仕事の内容であるとかいろいろなことについてある種の制限や制約があるので、できる限り専門的で、しかも将来、官と民の間のパートナーシップを実現できるような専門家の集団が必要だと思います。例えばファシリテーターとか、アメリカとかヨーロッパではそういう集団や専門家が非常にたくさんおられて、行政の仕事と一般住民との関係を結びつける、個人もいるし団体もあるしというようなことなのです。必ずしも河川に限ったことではありませんが、環境改善運動とか、様々な住民運動の中にそういうプロフェッショナルを育てていくということを、こういう時期ですから、考えて積極的に取り組んでいくのも住民参加の1つの手ではないかということで提案させてもらったのです。

#### 河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

思いはよくわかりましたけれども、先ほど塚本委員がおっしゃったように、やはりこれは人の問題なわけです。住民と行政の間に入っていく人の問題です。それで、まず組織をつくるという発想というのはちょっとどうかなと思います。

それから、これはまさに行政から独立した民間団体であると書かれています。そうしますと、民間団体ですから、我々河川管理者がつくるわけではないです。そういうことは河川整備計画の中でどのように位置付けられるのかということも、是非最終意見の中では教えて頂かないと、我々がNPOをつくり出すというのは矛盾しますから。

#### 荻野委員

いや、そうではないのです。やはり河川管理者として、自分たちが法律や行政の中で動ける範囲と動けない範囲もあります。やはり住民の参画、住民の協力を得ないとできない部分というのはいっぱいあるわけです。そういうことが今回の流域委員会で全部出てきたわけです。そういうことはやはり、住民の力を育てながら住民と河川管理者が、まさにパ

ートナーシップを組んで仕事を将来 30 年先に向かってやっていこうという種を植えていくということでありますから、これは河川管理者が我々の問題ではないと言い切れるほど簡単なものではないのではないかと、私は思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

そういうのが必要だというのはわかりますけども、行政がおんぶにだっこした NPO をつくって、それが本当に期待されているような行政と住民との間の橋渡しになるかということが問題だと私は思います。

荻野委員

ですから、そういう橋渡しになるような仕組みをつくっていくということだと思います。

三田村部会長

よろしいですか。内容のホットな議論は非常にありがたいのですが、この部分については少しまとめ方に問題があるかとも思っております。

といいますのは第 2 稿までに対して、例えば河川レンジャー等の活躍のさせ方は第 2 稿では随分不十分であるということで、琵琶湖・淀川市民協議会のようなものをつくっていかれてはどうでしょうかという意見だったらよいのですが、新たにこれが出てくるということになると、やはり問題かと思っています。

以前、私どもが提言したものに対して案が第 1 稿、第 2 稿と出てきましたので、それを改良するための案として出すのだったらよいのですが、新たに出すというのは、どうかと思って眺めています。例えば、こういう問題の時には、こういうような協議会をおつくりになってはいかがかととどめるようにまとめられるかなと思っています。そうでないと、これをやったらどうか、あれをやったらどうかと、どんどん出てくるとやはり河川管理者としても大変だろうと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

はい、わかりました。よろしく願いいたします。

三田村部会長

では、続いてお願いします。申し訳ありません。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

それでは、対話集会についての経過報告です。我々としては対話集会のテーマとして、例えば高水敷利用の問題、ダムの問題、それから狭窄部の開削の問題等について、そういうテーマで対話集会を開きたいということでご提案いたしまして、その中で私ども淀川河川事務所の方ではまず、ダムの問題と並んでかなり関心と呼んでおります、いわゆる高水敷のグラウンドでありますとか公園の利用について、我々の方では、基本的には縮小して

いくけども利用は委員会をつくって判断していくとなっているのですけども、それについてやっていきたいと思います。

それで、大阪府域で大阪市と枚方市、それから京都府域で京田辺市と京都市、この4カ所でまず試行的にやりたいと思っています。ファシリテーターといたしましては流域委員会の方からご推薦頂きました中から、いわゆる関西在住の方で過去のいろいろなお仕事等を拝見させて頂いて、1人は大阪工業大学の綾先生、もう1人は関西学院大学の片寄先生、このお2人をお願いいたしましたところ、やりましょうということで頂いております。

それで、この9月2日にお二方と我々河川管理者との間で、まず対話集会に出てこられる方の意見募集をする場合のやり方、内容、それから会議の運営の仕方、その辺について打ち合わせをさせて頂きたいと思っています。それで、ファシリテーターの方のご意見を踏まえて進めていきたいと思っています。意見公募をやりまして、その意見公募の中からファシリテーターの方々にいわゆる出席者を選んで頂きたいと思っています。その中で、例えば河川管理者がどういう立場でそこに参加するかというようなことも含めて、運営の仕方について9月2日に決めて、それで具体的に動いていきたいと思っています。

三田村部会長

9月2日に概要が決まってくるのだらうと思いますけども、それを9月5日の委員会で、第3稿の説明で大変だらうと思いますが、2、3分で流域委員会の全委員の方にご説明して頂けますか。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)  
わかりました。

三田村部会長

それとは別個に重要なことがありましたら、河川管理者の方に申し入れておいた方がよいかと思いますので、ご意見をお願いしたいと思っています。

川上委員

今、宮本所長の方からお話のあった対話集会ですけれども、出席者を選ぶために新たに意見を募集するということはもちろん必要だと思いますけども、これまでに委員会に寄せられた、このことに関するご意見の提出者も対象にされると非常に合理的に進むのではないかと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

申し遅れましたけども、今までに頂いた高水敷利用に関するご意見とお名前は全部ファシリテーターのお2人に事前にお送りしています。それも踏まえて人選して頂きたいと思っています。

塚本委員

西村情報管理官、先ほどのお話で、対話集会か何かをこちらで決めて言ってくれとおっしゃいましたね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川情報管理官 西村）

いえ、対話集会というのは、あまり受け取り方を間違わないような形で言って頂けると助かります。

塚本委員

いや、一番大事なところは、実は我々はこのテーマでやりたいのだと言われたら、それは助言できます。だけど、これは全部内容が違って、場合によってはやった結果、河川管理者の方にはかなり負担がかかりますよ。それは知っていて下さいね。というのは、河川管理者の一番大事なことは計画をやっていかなければならないことでしょう。だったら、やり方によっては非常にそこで詰まってしまって、今後大変な修正が要るということがあるので、それは河川管理者のやり方によって解決していこうという、だったら対話が良いのか何がよいのかは、そちらが選べることでしょ。

河川管理者（近畿地方整備局 河川情報管理官 西村）

いや、どうも誤解されているようです。私は、住民参加部会から今度意見を出される時に、例えば先ほど言ったような、受け取り方が違うようなことのないようにわかりやすく言って頂くと我々は助かりますと、そういう意味なのですよ。

塚本委員

わかりました。これでやってくれと出してくれと言われたように私は聞いたので、それは違うだろうということでした。すいません。

三田村部会長

試行錯誤で多分よくなっていくと思いますので、できましたら、対話集会の日程が決まりましたらご連絡して頂いて、委員には隔っこの方でも座って頂ければとは思っております。

他に河川管理者からはよろしいですか。

では、もう予定しておりました時間が過ぎましたが、今後の日程等について庶務、ご説明をお願いできますか。資料3です。特に5日の委員会のことも含めて、お願いいたします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

本日8月28日は住民参加部会ということで開催をさせて頂きました。それで、他の部会もあと幾つか開催されまして、9月5日金曜日、こちらが委員会となっています。こちら

の方で、先ほどご説明がありましたように河川整備計画原案の案という、いわゆる第3稿が提出される予定となっています。それをもちまして委員会の方で最終の意見書ということで、9月中旬くらいに先ほど三田村部会長がおっしゃいましたような形で住民参加部会というものが予定されています。日程はまだ決定しておりませんし、部会になるか検討会になるかはわかりませんが、それぞれの各部会とも同様の形で進められるものと思われま

す。  
9月5日から9月30日の間に、委員会としてのとりまとめの進め方というものの態勢を固めまして、9月30日には各部会からの意見書の議論が委員会で行なわれる予定となっております。その後、意見募集とか意見照会等、委員会としての意見書の一本化を行いまして、10月29日の委員会で最終的な意見書を取りまとめるというようなことで、今のところ最終的なゴールは10月29日の委員会ということで各部会、委員会とも、とりまとめの作業を今後急いで行っていくというような予定となっております。

住民参加部会につきましては9月中旬くらいに予定されていますが、決定次第、皆さまにはご通知する予定となっております。また、場合によりましては9月30日と10月中旬の間くらいにもう一回住民参加部会を、恐らく公開の形になるかと思っておりますけれど、そこで意見書とりまとめの案について議論をして頂くことになろうかと思っておりますので、向こう1、2カ月の予定としては、大まかそういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

三田村部会長

ありがとうございます。もう少しですので、よろしくお願ひいたします。

お待たせいたしました。一般傍聴の方のご意見をちょうだいしたいと思います。できましたら、私どものとりまとめの内容に関わるようなご意見を頂ければありがたいと思ひます。今日の審議に関しましても、できればお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

傍聴者(千代延)

吹田市の千代延と申します。委員の皆さまにはではないので、ここでは適当でないかもしれませんが、河川管理者の今のお考えをちょっとお聞きしたいのです。

この流域委員会は、役割ははっきりしていますけど、現在のところこれをいつまで続けておやりになるつもりなのでしょうか。この前から何度か傍聴させて頂きましたが、その時々にもモニタリングやチェック機能ということが議論され、さらにどんどん進んでいきまして、そういうこともこの流域委員会でやらしてもらおうと考えているとか、或いは流域委員会の役割ではないのですか、というご発言が河川管理者の方からありました。先ほどもちょっと、流域委員会の方とまたダブってやるのですか、というようなことをおっしゃいましたので、河川管理者の方は、この流域委員会をいつまでお続けになるつもりなのでしょうか。差しさわりがなければ教えて頂きたいと思ひます。

三田村部会長

河川管理者、よろしいですか。まず私の理解では、流域委員会は少し続くのだらうと思



っております。ただ、私どものメンバーが続くとは思っておりませんが、それはわかりません。そのように思っていますが、河川管理者の方でコメントを頂ければと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

いずれにしても今回の河川整備計画は、これをつくったらそれでもうおしまいというものではなしに、まさに刻々と状況が変われば修正していこう、或いは検討の部分もありますから、それも入っていく可能性もあるのです。ということと、実際我々がやりますと言ったことを本当にやっているのかどうかということのチェックも要ります。それを我々は、この流域委員会がいわゆるチェックなりフィードバックをする、或いは次回の計画改定で、また同じように意見をもらうという組織として継続したいというのを第2稿で書いております。

従いまして、我々とすれば、まさに継続してお願いしたいと思っております。但し、今回やったこの形がよいのか、或いはこれからチェックなりフィードバックなりをしていく時に今の体制を変えた方がよいのかということについては、また流域委員会の方に諮って頂きたいと思っております。もともと流域委員会をつくったことも準備会議で議論して頂いたことですから、我々はできるだけ第三者的な立場でお願いしたいものですから、流域委員会の方でまずご議論もして頂けるのではないかと考えています。逆に言うと、我々としてはお願いしたいと思っております。そういうことでよろしいですか。

三田村部会長

今のコメント、お答えでよろしいですか。

傍聴者（千代延）

はい、ありがとうございました。

三田村部会長

他にありませんでしょうか。

それでは、庶務にお返しいたします。

庶務（三菱総合研究所 水嶋）

住民参加部会とは直接的ではないのですけれども、8月30日に琵琶湖部会・淀川部会合同で一般意見聴取試行の会というものを開催する予定になっております。住民参加部会のテーマといたしますが、一般意見の聴取試行という会ですので、また住民参加部会委員の方々や、今日お越しの一般の方々もご参加頂ければと思います。庶務からの連絡としましては以上です。

あと、本日は終了後、部会長、部会長代理、リーダー、サブリーダー、班長の方々に本日の議論を受けて、とりまとめの修正の進め方等について打ち合わせを行う予定ですので、この後お残り頂きますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、これにて淀川水系流域委員会第6回住民参加部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上

### 議事録承認について

第13回運営会議(2002/7/16開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することを伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。